

商品概要説明書【職域パートナーローン】

令和元年10月1日現在

| | |
|------------------|---|
| 1. 商品名（愛称） | 職域パートナーローン |
| 2. ご利用 いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ■職域パートナー契約を締結した事業所に働く経営者・従業員の方（パート・アルバイト等の非正規社員でも可） ■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、または営業区域内の事業所に勤務されている方 ■満20歳以上の方 ■安定継続した収入のある方 ■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方 ■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 |
| 3. お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ■健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当する資金 <ul style="list-style-type: none"> ①申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ②申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を資金使途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※自信用金庫の基金保証付きローンについては、職域パートナーローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもリピート、エコを含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）に限る 【対象外となる資金使途】 <ul style="list-style-type: none"> ① 支払い先が、申込人が経営または勤務する事業所 ② 個人間売買による購入費用 ③ 支払済資金 ④ 株式取得資金 ⑤ 投機的な性格の資金 ⑥ 税金支払資金 ⑦ 転貸資金 ⑧ 上記②に該当しない旧債返済資金 |
| 4. ご融資金額 | ■500万円以内（1万円単位） |
| 5. ご融資期間 | ■3ヵ月以上10年以内 |
| 6. ご融資利率 | ■年3.50%【固定金利】 |
| 7. ご返済方法 | ■毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ご融資額の50%以内までボーナス増額返済も可能です。 |
| 8. 担保・保証人 | ■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。 |
| 9. 保証料 | ■保証料（年0.48%）は融資利率に含まれます。 |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>10. 必要な書類</p> | <p>■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの） （注）健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。 ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） <p>■普通預金通帳および届出印（普通預金通帳印） ■資金使途確認書類 見積書・注文書・請求書等 学校発行の振込用紙・工事請負契約書等資金使途が確認できる書類 【借換が含まれる場合】 借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類 借換え対象ローンの資金使途が保証制度ごとに定めるものであったことがわかる書類（返済予定表・申込書控等）</p> |
| <p>11. 支払方法</p> | <p>■支払先に振込 ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可</p> |
| <p>12. 手数料（税込み）</p> | <p>■全額繰上返済手数料： 5,500円 ■条件変更手数料（お客さまからの返済条件の変更の申し出を受け、当金庫が認めた場合、一部繰上を含む）： 5,500円</p> |
| <p>13. 苦情処理措置 紛争解決措置</p> | <p>■苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p> |
| <p>14. その他</p> | <p>■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> |